

台風の上陸等に伴う住民避難に係る区の対応方針について

■ 避難者数の抑制（分散避難の推奨）

広域避難	原則、区外の浸水しない区域へ避難（親戚・知人宅、ホテル等の宿泊施設、勤務先等）
在宅避難	台風に乗った上で、自宅等で避難 荒川氾濫・高潮の危機が迫った場合は、可能であれば、避難場所へ避難し、避難場所において垂直避難を実施 避難場所への避難ができない場合は、浸水想定以上の階層へ垂直避難を実施
水害時避難場所避難	原則、指定避難所（40か所）+墨田区総合体育館+墨田区総合運動場+都立高校5校（必要に応じて）を水害時避難場所として開設 荒川氾濫・高潮の危機が迫った場合は、避難場所において垂直避難を実施

親戚・知人宅等で安全を確保できる方については分散避難をしていただくよう、事前の周知・啓発に努める。水害時避難場所での避難者の密集を避けるためにも、水害時避難場所への避難者数を抑制する。

■ 水害時避難場所の考え方

より多くの避難先を確保することで、区民の分散避難を促し、水害時避難場所における3密を回避する。

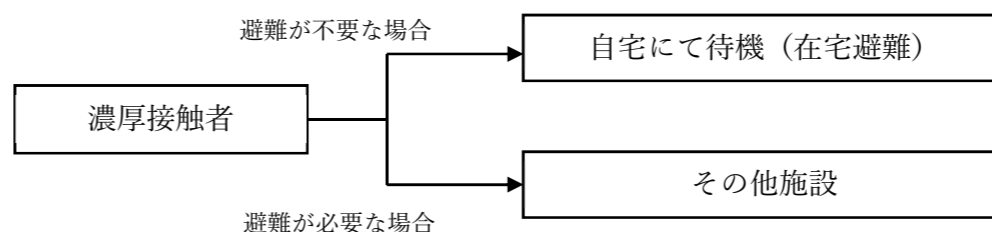
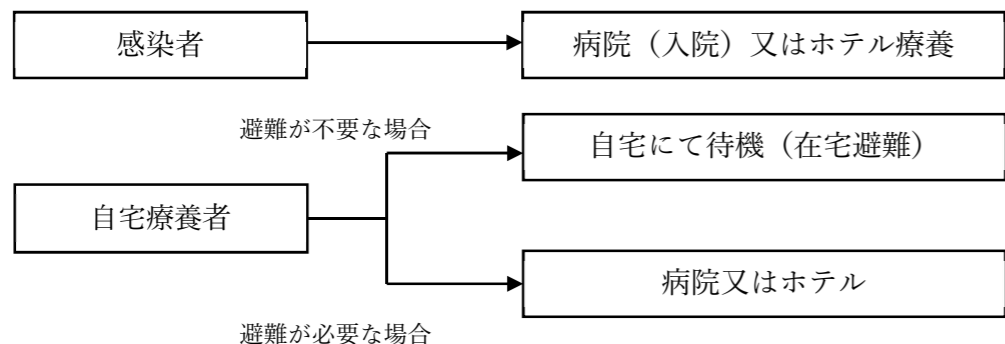
【当初より開設する水害時避難場所】
全42か所（指定避難所40か所+墨田区総合体育館+墨田区総合運動場）
 ※荒川の氾濫が想定される場合は、ハザードマップ上で水害時避難場所に指定されていない小中学校等は開設しない。

【避難者の状況により追加開設する水害時避難場所（協定締結済）】
全5か所（都立高校・・・本所、墨田川、日本橋、両国、橘）

【垂直避難が必要になった場合に追加開設する緊急時避難場所】
3階以上の区施設、公営・民営協定締結施設等
 ※公営・民営施設については、協定締結先を今後も増やしていく。

■ 新型コロナウイルス感染症感染者への対応

- ・感染者（自宅療養者）、濃厚接触者は、保健所で連絡先を把握しているため、事前にコンタクトを取り、もし避難が必要な場合、一般の水害時避難場所ではない避難先へ搬送する。
- ・避難者の搬送に当たっては、保健衛生担当で所有する陰圧仕様車等を使用し、保健衛生担当の職員が担当する。
- ・濃厚接触者については、極力公共交通機関を使用せずに指定する避難先まで避難してもらうようお願いする。



施設のホールに簡易テントを設置して、避難者同士の接触を極力さけるようにする。



■ 水害時避難場所の開設

下記の職員が、拠点会議（町会・自治会）、施設管理者と協力して、避難所の開設・運営を行う。

■ 水害時避難場所（指定避難所） 各5名

- ① 災対救護部 第1収容隊～第6収容隊 2名
- ② 災対要配慮者救護部 1名
- ③ 学校参集隊 2名

■ 墨田区総合体育館

- ① スポーツ振興課 1名
- ② 災対救護部 帰宅困難者対策隊 5名

■ 墨田区総合運動場（セミナーハウス）

- ① スポーツ振興課 1名
- ② 災対救護部 保護隊 第1班 5名

■ 都立高校

- ① 災対救護部保護隊 第2班～第6班 各5名

*風雨が強くなってから職員派遣、開設準備をすると、開設までに時間を要するので、開設の有無に関わらず、あらかじめ職員を派遣しておき、迅速に開設できるように準備しておく。

※本庁舎について
 本庁舎は、災害対応の拠点であり、墨田区職員災害対策マニュアル上も避難者を受け入れないよう定めている。このため、原則として緊急避難の場合を除き一般には開放しない。

■ 避難者の行動指針

- ① 昼間に避難行動をとること ⇒ 6時～19時の避難 ※遅くとも19時に避難完了
- ② 風雨が強い時間は行動しない ⇒ 台風上陸6時間前には避難完了

